

平成 29 年 度

公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画

鹿 児 島 県

平成29年度公共用水域水質測定計画

1 趣 旨

この水質測定計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定に基づき、国及び地方公共団体が行う公共用水域の水質汚濁の状況の監視測定を総合的に行うために作成するものである。

2 測定計画の内容

(1) 対象水域

ア 河 川 米之津川, 高尾野川, 折口川, 高松川, 川内川, 羽月川, 五反田川, 八房川, 大里川, 神之川, 万之瀬川, 加世田川, 花渡川, 加治佐川, 和田川, 木之下川, 永田川（鹿児島市）, 脇田川, 新川（鹿児島市）, 甲突川, 稲荷川, 思川, 別府川, 網掛川, 天降川, 中津川, 檢校川, 本城川, 高須川, 神ノ川, 雄川, 肝属川, 串良川, 下谷川, 始良川, 高山川, 大始良川, 田原川, 菱田川, 安楽川, 前川, 大淀川, 横市川, 溝之口川, 新川（奄美市）, 屋仁川, 浦上川, 有屋川 [江口川, 野田川, 甲女川, 宮之浦川, 永田川（屋久島町）, 安房川, 栗生川, 大瀬川, 亀徳川]
〔計 48 河川〕

イ 湖 沼 池田湖, 鰻池, 高隈ダム貯水池, 鶴田ダム貯水池, 大川ダム貯水池 [神嶺ダム貯水池] 〔計 5 湖沼〕

ウ 海 域 八代海南部海域, 薩摩半島西部海域, 薩摩半島南部海域, 鹿児島湾, 大隅半島東部海域, 西之表港海域, 名瀬港海域, 奄美大島本島海域
〔計 8 海域〕

注1) 部分の水域は類型指定済

注2) []内の水域は、ローリング調査により今年度調査を実施しない水域

(2) 測定期間

平成29年4月から平成30年3月まで

(3) 測定地点及び延項目数

鹿児島県	133地点	8,279項目 (生活環境項目	4,599	健康項目	728	要監視項目	42	その他の項目	2,910)
国土交通省	17地点	2,361項目 (生活環境項目	1,088	健康項目	130	要監視項目	15	その他の項目	1,128)
鹿児島市	15地点	2,218項目 (生活環境項目	888	健康項目	468	要監視項目	186	その他の項目	676)
鹿屋市	12地点	1,440項目 (生活環境項目	576	健康項目	144	要監視項目	0	その他の項目	720)
合計	177地点	14,298項目 (生活環境項目	7,151	健康項目	1,470	要監視項目	243	その他の項目	5,434)

(4) 調査機関

鹿児島県	環境保全課, 環境保健センター
国土交通省	川内川河川事務所 大隅河川国道事務所 鶴田ダム管理所
九州地方整備局	
鹿児島市	環境保全課
鹿屋市	生活環境課

(5) 測定項目

ア 生活環境項目	pH, DO, BOD (河川), COD (湖沼, 海域), SS (河川, 湖沼), 大腸菌群数, n-ヘキサン抽出物質 (海域), 全窒素 (湖沼, 海域), 全燐 (湖沼, 海域), 全亜鉛, ノニルフェノール, LAS
イ 健康項目	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, PCB (河川, 湖沼), ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, シス-1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素 (河川, 湖沼), ほう素 (河川, 湖沼), 1,4-ジオキサン, アルキル水銀 (湖沼)
ウ 要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロプロパン, p-ジクロロベンゼン, イソキサチオン, ダイアジノン, フェニトロチオン, イソプロチオラン, オキシ銅, クロロタロニル, プロピザミド, EPN, ジクロロボス, フェノブカルブ, イプロベンホス, クロロニトロフェン, トルエン, キシレン, フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, 塩化ビニルモノマー, エピクロロヒドリン, 全マンガン, ウラン 以上25項目 (河川), クロロホルム, フェノール, ホルムアルデヒド, 4-t-オクチルフェノール, アニリン, 2,4-ジクロロフェノール

エ その他の項目 BOD (湖沼) , COD (河川) , n-ヘキサン抽出物質 (河川) , 全窒素 (河川) , 全磷 (河川) , 塩化物イオン (河川, 海域) , 電気伝導度 (河川) , 栄養塩類 (各態窒素及び磷酸態磷) , クロロフィル (a) , クロロフィル (b, c, T-) (湖沼, 海域) , TOC (河川, 湖沼) , MBAS (河川) , 濁度 (河川, 湖沼) , 糞便性大腸菌群数 (河川) , トリハロメタン生成能 (河川, 湖沼) , 2-MIB (河川) , ジオスミン (河川) , フェオフィチン (湖沼) , 総窒素 (河川) , 大腸菌数 (河川) , シリカ

(6) 測定方法

水質汚濁に係る環境基準 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) に定められている項目にあつては, これに掲げられている測定方法により, その他の項目にあつては, 昭和49年9月30日環境庁告示第64号に掲げる方法, 日本工業規格「工場排水試験方法」 (JIS K0102) に掲げる方法等による。

(7) 測定結果の報告等

調査機関は, 毎月の測定結果を鹿児島県知事に報告するものとする。

ただし, 健康項目について, 環境基準値を超える数値を検出した場合は, 速やかに鹿児島県知事に連絡するものとする。

(8) その他

この計画に定めのない事項については, その都度鹿児島県知事と各測定機関が協議の上, 定めるものとする。

平成29年度地下水の水質測定計画

1 趣 旨

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、鹿児島県、国土交通省、鹿児島市及び薩摩川内市が行う地下水の水質汚濁の状況の監視測定を総合的に行うために作成するものである。

2 測定計画の内容

(1) 調査対象市町村名

鹿児島市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、肝付町、和泊町

(16市6町)

(2) 測定期間

平成29年4月から平成30年3月まで

(3) 測定地点及び延項目数

鹿児島県	91地点,	687項目 (概況調査 定点方式:29地点・60項目, ローリング:18地点・468項目, 汚染井戸周辺調査 5地点・90項目, 継続監視調査 39地点・69項目)
国土交通省	13地点,	70項目 (概況調査 定点方式:13地点・70項目)
鹿児島市	95地点,	1,280項目 (概況調査 定点方式:16地点・121項目, ローリング:30地点・810項目, 継続監視調査 49地点・351項目)
薩摩川内市	4地点,	24項目 (概況調査 定点方式:1地点・6項目, 継続監視調査 3地点・18項目)
合計	203地点,	2,061項目 (概況調査 定点方式:59地点・257項目, ローリング:48地点・1,278項目, 汚染井戸周辺調査 5地点・90項目, 継続監視調査 91地点・436項目)

(4) 調査機関

鹿児島県	環境保全課, 環境保健センター
国土交通省九州地方整備局	川内川河川事務所, 大隅河川国道事務所
鹿児島市	環境保全課
薩摩川内市	環境課

(5) 測定項目 以下の環境基準項目

カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, クロロエチレン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チラウム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン

(6) 測定方法

「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)による。

(7) 緊急時対応

事故・災害等の発生により、新たな地下水の汚染やその拡散が懸念される場合は、関係機関と協議しその影響範囲の把握及び原因究明等のための調査を実施するものとする。

